西名阪自動車道
自）奈良県大和郡山市伊豆七条町（郡山ＩＣ）
至）大阪府藤井寺市小山（藤井寺ＩＣ）
南阪奈道路
自）大阪府南河内郡太子町春日（太子ＴＢ）
至）大阪府南河内郡太子町春日（太子ＴＢ）
阪和自動車道
自）大阪府堺市美原区丹上（美原北ＩＣ）
至）和歌山県海南市大野中（海南東ＩＣ）
自）和歌山県日高郡印南町山口（印南ＩＣ）
至）和歌山県田辺市稲成町（南紀田辺ＩＣ）
湯浅御坊道路
自）和歌山県有田郡広川町上津木（鳥松山ＴＮ）
至）和歌山県日高郡日高川町中津川（川辺ＩＣ）
舞鶴若狭自動車道
自）福井県小浜市府中（小浜ＩＣ）
至）兵庫県三田市テクノパーク（三田西ＩＣ）
中国自動車道
自）大阪府池田市豊島北（中国池田ＩＣ）
至）兵庫県佐用郡佐用町横坂（佐用ＩＣ）
山陽自動車道
自）兵庫県神戸市北区八多町上小名田（神戸北ＩＣ）
至）兵庫県赤穂市塩屋（赤穂ＩＣ）
播磨自動車道
自）兵庫県たつの市真宮町角亀畦畑（播磨新宮ＩＣ）
至）兵庫県たつの市真宮町角亀畦畑（播磨新宮ＩＣ）
第二神明道路
自）兵庫県神戸市垂水区多聞町（学園南ＩＣ）
至）兵庫県神戸市垂水区多聞町（学園南ＩＣ）
自）兵庫県神戸市垂水区塩見が丘（高丸ＩＣ）
至）兵庫県明石市大久保町大窪（大久保ＩＣ）

⑷　工事内容　本工事は、関西支社管内のローカル伝送設備及び線路監視装置の更新を行うほか、南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路の移管に伴う伝送交換設備の新設工事を行うものである。また、それに伴う機器製作及び改造、据付、配管配線、試験調整の一切を行うものである。

⑸　工事概算数量
ローカル伝送設備（ＩＰ－ＤＬＴ）　108箇所
ＩＰ線路監視装置（ＩＰ－ＬＳＶ）　111箇所

⑹　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工事の始期日までの期間）を設定した工事であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が工事の始期日を任意に設定することができる工事である。なお、受注者は、発注者との協議を経た上で、落札後７日以内に工期通知書により工事の始期日を通知すること。

余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、工場製作を含む工事における工場製作等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期　工事の始期日から720日間（ただし、平成31年６月１日（工事開始期限）までに工事を開始すること）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、契約日の翌日から720日間で工事を完了させること。したがって、落札決定後から契約日までの間に実施する工事の始期日に関する協議は実施しない。

⑺　本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。

⑻　本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑾　紙入札方式の場合⑽の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

⑿　本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認めた価格を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「伝送交換設備工事」の資格を有していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　施工実績　平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

同種工事　道路、鉄道、空港、変電所又は河川等の公共的施設として、画像信号、音声信号及びデータを多重化し光通信線路を介して送受信するＩＰ通信方式の伝送装置を下記に示す全てを実施した工事
①機器の製作　②機器の設置　③試験調整

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は余裕期間を設定することができる工事であり、余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成15年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事　道路、鉄道、空港、変電所又は河川等の公共的施設として、画像信号、音声信号及びデータを多重化し光通信線路を介して送受信するＩＰ通信方式の伝送装置について、機器の設置又は改造及び試験調整を実施した工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。